給水装置工事の指定給水装置工事事業者の指定の失効

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第2項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定が失効したので、千葉県企業局指定給水装置工事事業者規程第4条第3号の規定により公示する。

公示日：令和8年11月18日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		失効年月日
				名称	所在地	
第2245号	株式会社　水正工業	岡山県岡山市中区円山6番地2	佐々木　和也	株式会社　水正工業　東京本部	東京都武蔵村山市岸5丁目5番地3	令和8年10月19日